



小野町農業委員会公告第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成29年11月13日

小野町農業委員長 長谷川 栄伸



記

小野町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年11月13日

小野町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

中山間地域である小野町では、水稻を主とした畜産、葉たばこ、野菜、花き等多様な農業生産を推進しているが、農業構造については恒常的勤務による安定兼業農家が増加傾向にある。特に最近では、農業従事者の高齢化とも相まって遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、小野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/ A)
現 状 (平成 29 年 10 月)	1,774ha	170ha	10%
3 年後の目標 (平成 32 年 10 月)	1,771ha	185ha	11%
目 標 (平成 35 年 10 月)	1,768ha	200ha	12%

【参考】

担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主 業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成 29 年 10 月)	858 戸 (104 戸)	37 経営体	3 経営体	1 団体
3 年後の目標 (平成 32 年 10 月)	828 戸 (101 戸)	39 経営体	5 経営体	1 団体
目 標 (平成 35 年 10 月)	800 戸 (98 戸)	40 経営体	7 経営体	1 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定機関が満了する農地についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の別段の面積を設定または見直しを検討し、新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。